

遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱

令和3年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠隔指示式メーターを設置する中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各戸検針 独立して用いられる居室（以下「各戸」という。）を単位として、各戸に使用水量を検針することをいう。
- (2) 各戸徴収 各戸に水道料金及び下水料金（以下「水道料金等」という。）を徴収することをいう。
- (3) 住宅管理者 住宅の所有者又は当該所有者から管理を委託された者をいう。
- (4) 各戸メーター 住宅の各戸に設置する遠隔指示式メーターをいう。
- (5) 親メーター 各戸メーターの総水量を計量するメーターをいう。

(適用の要件)

第3条 この要綱を適用する中高層住宅は、次の各号に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 3階以上の建物であること。
- (2) 建物は、住宅専用であること。ただし、1階及び2階のみが非住宅部分で、かつ、その給水が別系統になっている場合は、この限りでない。
- (3) 公私境界線に最も近接した敷地内に親メーターを設置し、集中検針盤方式による各戸メーターを設置していること。
- (4) 前号の各戸メーター及びその設置に必要な一切の付属設備の新設並びに維持管理に要する費用は、住宅管理者の負担であること。
- (5) オートロック式集合住宅等においては、検針、各戸メーター確認、収納、停水等に支障を来さないよう必要な処置を講ずること。

(事前協議)

第4条 この要綱の適用を受けようとする住宅管理者は、事前に岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議をしなければならない。

(適用申請及び解除)

第5条 各戸検針及び各戸徴収の適用を受けようとする住宅管理者は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 中高層住宅の各戸検針、各戸徴収（適用・解除）申請書（第1号様式）
- (2) 住宅管理者、管理責任者選任・変更届（第2号様式）
- (3) 中高層住宅の使用者名簿及び設置メーター（第3号様式）

2 前項の規定は、各戸検針及び各戸徴収の解除を受けようとする場合に準用する。

（調査）

第6条 管理者は、前条第1項の適用申請があったときは、各戸検針及び各戸徴収に必要な事項の調査を行い、その結果に関し必要な指示をすることができる。

（管理責任者の選任等）

第7条 住宅管理者は、事務連絡等を行うため管理責任者を選任し、第2号様式により管理者に届け出なければならない。

（届出の義務）

第8条 住宅管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める様式により速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 住宅管理者又は管理責任者に変更があった場合 住宅管理者、管理責任者選任・変更届（第2号様式）
- (2) 使用者に異動のあった場合 中高層住宅の使用者名簿及び設置メーター（第3号様式）

（水道料金等の徴収方法）

第9条 管理者が各戸の水道料金等を徴収する方法は、原則として口座振替によるものとする。

2 水道料金等の算定については、岐阜市水道給水条例（昭和36年岐阜市条例第34号）及び岐阜市下水道条例（昭和36年岐阜市条例第35号）の規定を準用するものとする。

3 管理者は、親メーターの計量による使用水量が各戸メーターの計量による使用水量の合計量を超える場合は、その超えた部分の水道料金等は住宅管理者から徴収する。

（水道料金等の未払いの場合の措置）

第10条 水道料金等の支払いがされない場合、管理者は次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 使用者に料金の支払いの督促をする。
- (2) 前号の督促をしたにもかかわらず、支払いがなされないときは、使用者に給水を停止する旨を連絡する。
- (3) 前号の通知後、なお指定期限までに支払いがなされない場合は、給水を停止する。

（水質の保持及び給水装置等の維持管理）

第11条 管理者は、受水槽以下の装置の水質の保持、宅地内の給水装置等の修繕その他の維持管理の責を負わないものとする。

(各戸メーターの取替え)

第12条 各戸メーターの検定期間（計量法（平成4年法律第51号）第72条に規定する検定証印を付した月の翌月から起算して8年をいう。）の満了又は故障により、これを取り替える場合の手続は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管理者は、中高層住宅の各戸メーター取替通知書（第4号様式）により住宅管理者に通知するものとする。

(2) 各戸メーターの検定期間が満了する場合の取替えは、検定満期内に住宅管理者が行うものとし、その費用は、住宅管理者が負担するものとする。

(3) 各戸メーターの故障による取替えは、速やかに住宅管理者が行うものとし、その費用は、住宅管理者が負担するものとする。

(4) 前2号の取替えを行った場合、住宅管理者は、中高層住宅の各戸メーター取替報告書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項第2号の規定は、集中検針盤の故障について準用する。

(各戸メーターの取替えが実施されない場合の措置)

第13条 各戸メーターの検定期間満了後も当該メーターの取替えがなされない場合、管理者は次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 中高層住宅の各戸メーター取替催告書（第6号様式）により、住宅管理者に取替えの催促をする。

(2) 前号の催促をしたにもかかわらず、取替えがなされないときは、中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収適用の解除を、適用解除通知書（第7号様式）により住宅管理者に通知し、親メーターの計量により住宅管理者から料金を徴収するものとする。

(メーターの設置基準)

第14条 メーターの設置は、遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づくメーター設置基準によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月29日から施行する。

(遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針、各戸徴収等に関する要綱の廃止)

2 中高層住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する要綱（昭和49年10月2日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年 3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式

中高層住宅の各戸検針、各戸徴収（適用・解除）申請書

年 月 日

（あて先）

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

（申請者）

住所

氏名

岐阜市水道給水条例第22条第2項の規定により、遠隔指示式水道メーター設置の中高層住宅における各戸検針、各戸徴収の取扱を（適用・解除）して下さるよう申請します。

設置場所	岐阜市
中高層住宅名	
給水方式	直結直圧・直結増圧・受水槽

添付書類

- ・住宅管理者、管理責任者選任・変更届（第2号様式）
- ・中高層住宅の使用人名簿及び設置メーター（第3号様式）

確約事項

- ・遠隔指示式水道メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱を遵守することを確約します。

不用な文字は ———— で消すこと。

第2号様式

住宅管理者 管理責任者 選任・変更届 年 月 日 (あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 (届出人) 住所 氏名 住宅管理者 下記のとおり 住宅管理者 管理責任者 を選任・変更しましたので、お届けします。	
設 置 場 所	岐阜市
中高層住宅名	
給 水 方 式	直結直圧・直結増圧・受水槽
住 宅 管 理 者	住 所 氏 名 電話番号 () —
管 理 責 任 者	部屋番号 棟 号室 氏 名 電話番号 () —

不用な文字は — で消すこと。

第5号様式

中高層住宅の各戸メーター取替報告書

年 月 日

(あて先)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

(住宅管理者)

住所

氏名

水道メーターの（検定期限満了・故障）のため下記のとおり取替えをしましたので報告します。

設置場所							
中高層住宅名							
階・号室	氏名	口径	検針盤 取外指針	検針盤 取付指針	検定期限	取替 年月日	備考
施工工事店			遠隔装置機器メーカー				

中高層住宅の各戸メーター取替催告書

岐阜市水営第 号
年 月 日

(住宅管理者)

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下記の中高層住宅については、 年 月 日に、中高層住宅の各戸メーター取替えの通知をいたしましたが、 年 月 日現在、取替えが行われておりません。

つきましては、 日以内に取り替えを行っていただくよう催告いたします。

なお、期限内までに取替えが行われない場合は、中高層住宅の各戸検針、各戸徴収の適用を解除いたします。

設置場所	
中高層住宅名	

適用解除通知書

岐阜市水営第 号
年 月 日

(住宅管理者)

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

下記の中高層住宅については、 年 月 日に、中高層住宅の各戸メーター取替えの催告をいたしましたが、 年 月 日現在、取替えが行われておりません。

つきましては、遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱第13条の規定により、中高層住宅における各戸検針、各戸徴収の適用を解除いたします。

なお、水道料金等は次回の検針分から親メーターによる請求となります。

設置場所	
中高層住宅名	

遠隔指示式メーター設置の中高層住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づく
メーター設置基準

平成18年2月10日決裁

この設置基準は、岐阜市の水道を利用する中高層住宅において、各戸検針及び各戸徴収が適正かつ円滑に行うため、遠隔指示式メーターの設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

1 住宅の各戸に遠隔指示式メーターを設置する。

2 遠隔指示式メーターの仕様

- (1) 計量法に適合し、かつ、有効期間内であること。
- (2) 集中検針盤を併設し、集中検針ができる仕様であること。

3 遠隔指示式メーターの設置

- (1) 給水装置工事施行基準に準ずる。
- (2) 収納ボックスは、無施錠とし、通路に面していること。
- (3) メーターは、他の配管及び、器材等の間隔を10cm以上とること。
- (4) メーターには、部屋番号を表示すること。

4 集中検針盤の設置

- (1) 設置箇所は、原則として1棟1箇所とする。
- (2) 設置箇所は1階とし、次の要件を満たしていること。
 - ① 常時検針が可能な場所とし、雨に当たらないこと。
 - ② 表示部の表示が読み取れる十分な明るさがあること。
 - ③ 郵便受けが近くにあること。
 - ④ 計量標示部中心までの高さは、床面からおおむね1.5メートルであること。
 - ⑤ 前面扉を開閉するための十分なスペースがあること。
 - ⑥ 表示部屋名は、実際の部屋番号と一致すること。
 - ⑦ 集中検針盤収納ボックスの鍵は、管理者の指定するものであること。